

## 6月は京都府の「畜産環境保全月間」です！

これを機会に、今一度、農場内の美化に努めるとともに、点検・清掃等を行いましょ。う。

畜産環境問題の原因としては、水質汚濁、悪臭、害虫発生が多く、これらを未然に防止する観点から、家畜ふん尿は別紙中丹家畜保健衛生情報No. 1-11「良質堆肥を作ろう」、No. 1-12「ハエ防除対策をしましょ。う」を参考に、家畜排せつ物法に基づく適切な処理を行い、有効に利用しましょ。う。

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排せつ物法)が平成16年11月1日から全面施行となり、管理基準が適応されています。

### 管 理 基 準

#### 1 管理施設の構造設備に関する基準

- ①ふんなど固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床をコンクリートなど汚水が地下浸透しないもので造り、適当な覆いと側壁を設けること。
- ②尿など液状の家畜排せつ物を管理する施設は、汚水が地下に浸透しないコンクリート等で造った貯留槽を設けること。

#### 2 家畜排せつ物の管理に関する基準

- ① 排せつ物は管理施設で管理すること。
- ② 管理施設の定期点検は、確実に行うこと。
- ③ 管理施設が壊れた場合は、早急に修復すること。
- ④ 送風機等を設置している場合は、維持管理を適切にすること。
- ⑤ 排せつ物の年間発生量、利用量、処理量を的確に把握するため、記録を取ること。

#### ○水質汚濁の対策例

- ・ 場内排水路の汚泥はこまめに引き上げましょ。う。
- ・ 堆肥等は畑に放置せず、適切な時期に適量を施用し、すぐにすき込みましょ。う。

(記録については、裏面参照)

(農家における記録の様式 : 乳用牛、肉用牛)

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録  
(記入日 : 令和 年 月 日)

1 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位: t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭)①	1頭当たりの排せつ物量		1年当たりの排せつ物量		
		ふん②	尿③	ふん④ (①×②)	尿⑤ (①×③)	合計⑥ (④+⑤)
乳用牛	搾乳牛		16.6	4.9		
	乾乳牛		10.8	2.2		
	未経産牛		10.8	2.2		
	育成牛		6.5	2.4		
	計		—	—		
肉用牛	肉用種	2歳未満		6.5	2.4	
		2歳以上		7.3	2.4	
	乳用種		6.6	2.6		
	計		—	—		
	合計		—	—		

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他 ( )	割	割
合計	割	割

注1) ②は、たい肥センター等の共同利用施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入する。  
 注2) ふん尿混合で処理を行っている場合、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。  
 注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

対象となる飼養規模と幼畜のカウント方法

家畜の種類	対象となる飼養規模	対象月齢
牛	10頭以上	6か月齢未満は対象から除く <ただし> ・肉用繁殖経営の場合 出荷されることが確実な場合は、10か月齢未満まで除外 ・乳用種育成経営の場合 飼養されている育成牛(6か月齢未満のものも含みます)の実頭数に1/3を乗じて得た数を飼養頭数とする。

わからないことなどありましたら、お尋ねください

- 京都府中丹家畜保健衛生所
- 住所 福知山市字半田371-2
- TEL 0773-25-1860/ FAX 0773-25-1861
- 夜間・休日は転送機能あり